「西成区あいりん結核患者療養支援事業業務委託(概算契約)(長期継続契約)」 にかかる公募型企画競争(プロポーザル)の実施について

大阪市西成区役所では、「あいりん結核患者療養支援事業業務委託(概算契約)(長期継続契約)」について、公募型企画競争方式(プロポーザル方式)により、次のとおり事業者を募集します。

なお、本事業は令和8年度大阪市予算成立前に公募を行っております。選定・事業実施にあたっては、大阪市会での令和8年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容が変更される場合や実施に至らない可能性があることをご承知おきください。

令和7年11月19日 大阪市西成区長 稲嶺 一夫

募集要項

1 案件名称

西成区あいりん結核患者療養支援事業業務委託(概算契約)(長期継続契約)

2 事業目的と概要

西成区では、平成 25 年度からまちの活性化等を目的とした西成特区構想において結核対策に重点的に取り組んできた成果が現れ、着実に患者数が減少してきている。しかしながら、本区の結核事情は、令和 5 年の結核罹患率(人口 10 万人に対する患者割合)において、いまだ全国平均の 9.7 倍となっており、中でもあいりん地域では 18.3 倍と非常に厳しい状況が続いている。

こうしたことに対し、あいりん地域内に居住する結核治療が必要な住居不定者等について、 結核治療等に必要な期間、あいりん地域内に確保した居室等(以下「居室」という)に滞在 させ、服薬支援(以下「DOTS」という)等の活用により治療継続支援を行うとともに、 生活支援等を通じて自立促進を図ることを目的として本事業を実施する。

3 業務内容

別紙「仕様書」を参照

4 契約条件等に関する事項

(1) 契約上限額

金25,197,944円(第2種社会福祉事業に該当するため、消費税は非課税)

(2) 契約期間

令和8年4月1日 ~ 令和10年3月31日

(3) 履行場所

西成区役所が指定する場所

(4) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、 本市は契約金額以外の費用を負担しない。

(5) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、 仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、 契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置 を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(6) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(7) 契約書案

別紙「契約書」を参照

(8) 契約保証金等

大阪市契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは免除

(9) 保証人

不要

5 再委託について

(1) 業務委託契約書第 16 条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等 イ 別紙「仕様書」の6(1)から(5)までの業務

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の 再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、本要項5 (1)及び5 (2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、 書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、 書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手 方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間 中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている 者であってはならない。 また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手 方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項 及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

6 公募型プロポーザル参加資格等

(1) 参加資格

委託事業者の選定応募にあたっては、次に掲げるすべての条件に該当すること。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- イ 本店所在地の消費税及び地方消費税、市町村民税及び都道府県税の未納がないこと。
- ウ 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けて いないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- カ その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- キ 事業者が共同体を結成して申請する場合は、次の各号の要件をすべて満たしている ときに限り可能とする。
 - (ア) 各事業者は、共同体の代表となる事業者(代表者)を決め、代表者が全体の 意思決定、管理運営等にすべての責任を持つようにすること。なお、代表者は、 業務の遂行責任を持つことのできる事業者とすること。
 - (イ) 参加申請以後、代表者及び共同体を構成する事業者(構成員)の変更は認めない。
 - (ウ) 構成員となる全ての事業者が、上記ア~カの基準の全てを満たしていること。
 - (エ) 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - (オ) 参加申請時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書に はそれぞれの事業者の役割分担及び活動割合を詳細かつ明確に記載すること。
 - (カ) 単独で応募した事業者は、他の共同体の構成員となることはできない。
 - (キ) 代表者を含む共同体を構成する事業者(構成員)は、複数の共同体の構成員 として応募することはできない。

(2) 失格事項

参加申込から契約の締結までの期間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、提案審査の対象及び契約締結予定者としての地位を失い、また契約の解除を行うことがある。

- ア 本要項の6(1)に定める参加資格を満たさなくなった場合
- イ 本プロポーザル及び提案審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 提出書類について発注者が求める提出期限までに提出されなかった場合
- オ 提案内容が発注者の求める水準を満たさないと認められる場合

- カ 提案内容について実現可能性が無い又は著しく妥当性を欠くと認められる場合
- キ 採用される旨の選定結果通知を受け取った者が、契約締結までに大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けたとき
- ク その他不正及び不誠実な行為があった場合

7 公募型プロポーザル参加申請及び資格審査

公募型プロポーザル参加を希望する事業者は、次の書類を申請期間内に持参もしくは送付により提出し、発注者の公募型プロポーザル参加資格審査を受けなければならない。

なお、送付での提出の場合は、配達までの送達過程の記録が確認できる特定記録等により、 申請期間内に到着したものに限る。

(1) 申請書類

- ア 参加申請書(様式1-1) (共同体で申請する場合は、様式1-2)
- イ 誓約書(様式2-1) (共同体で申請する場合は、様式2-2)
- ウ 事業者の概要(様式3)
- エ 直近2箇年分(半年決算の場合は4期分)の貸借対照表・損益計算書(損益に関する内訳書)又は、これに類する書類(任意様式)
- オ 法人の登記簿謄本又は登記(履歴または現在)事項全部証明書(3箇月以内に発行したもの:写し可)なお、法人以外の団体にあっては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写しを提出すること。
- カ 直近1箇年分の本店管轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(提出日前3箇月以内に発行されたもの(納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれか:写し可)ただし、未納の額が無いことがわかるものであること)
- キ 直近1箇年分の本店所在地の市町村及び都道府県が発行する納税証明書(提出日前3箇月以内に発行されたもの:写し可(全税目の証明様式がない場合、直近1箇年の「法人事業所税・法人(市町村)民税」及び「法人事業税・法人(都道府県)民税」の証明で可。営業が1年未満の者、若しくは非課税で本証明書が1箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)))
- ク 共同体で申請する場合は、共同体結成に係る協定書(写)及び共同体の構成員、代表者、 役割分担、責任関係、組織運営に関する事項等を明確に記載したものに、代表者の自 署もしくは印を捺印したもの並びに、代表者とならない団体にあっては、代表者に代 表権を委任する旨が記載されている委任状(様式自由)を提出すること。
- ケ 共同体で申請する場合は、上記ウ・エ・オ・カ・キについて、当該共同体に参加する全ての団体のものを提出すること。
- コ 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上 記エ・オ・カ・キは省略できるものとする。

(2) 申請期間

令和7年11月19日(水)から令和8年1月8日(木)午前9時~正午及び午後1時~午後5時

※ 持参の場合は、事前に電話連絡をしてから、来庁すること。ただし、大阪市の休日を定める条例(平成3年大阪市条例第42号)第1条第1項に定める日(以下「市の休日」という。)は受付しない。

(3) 受付場所

大阪市西成区役所 保健福祉課 (結核対策)

〒557-8501 大阪市西成区岸里1-5-20(2階23番窓口)

電話:06-6659-9969

※ 公募型プロポーザル参加申請書の提出がない場合は、企画提案書の受付はしない。

- 8 質問事項について
- (1) 質問受付期限

令和7年11月19日(水)から令和7年12月15日(月) 午後5時まで

(2) 質問方法

書面(様式4:「西成区あいりん結核患者療養支援事業業務委託(概算契約)(長期継続契約)」公募型プロポーザル質問票)により、大阪市西成区役所保健福祉課あてに、電子メールにて提出すること。(電子メールアドレス: tx0009@city.osaka.lg.jp)

(3) 質問事項に対する回答

令和7年12月22日(月)までに大阪市西成区ホームページに掲載する。 なお、質問がなかった場合は、あらためて掲載は行わない。

- 9 公募型プロポーザル参加申請書等の取り扱いについて 受付後の公募型プロポーザル参加申請書の変更等は認めず、返却は行わない。
- 10 公募型プロポーザルの参加資格確認等
- (1) 参加資格確認通知書は、令和8年1月15日(木)までに電子メールで通知する。
- (2) 参加資格を認めなかった事業者には、その旨を電子メールで通知する。
- 11 公募型プロポーザルに参加することができない事業者
- (1) 公募型プロポーザル参加資格を認めなかった事業者。
- (2) 公募型プロポーザル参加申請期限から本要項の12(2)に定める企画提案書提出期限 までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止中の事業者もし くは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた事業者。

12 企画提案書の提出

(1) 提出書類

発注者より参加資格確認通知書を受けた事業者は、以下の書類を提出すること。 ア 企画提案書の内容

- (ア) 本業務に対する考え方、視点について
- (イ) 実施方針及び提案者のアピールポイントについて

- (ウ) 療養支援の実施方法、手法等について
- (エ) 本業務にかかる実施体制・支援体制・要員確保、人材育成研修について
- (オ) 所要経費の見積もりと積算根拠について
- (カ) 過去5年間の類似業務実績について
- イ 提出書類 「企画提案書(様式5)」
- (ア) 正本1部(記名したもの)副本7部計8部で提出すること。
- (イ) 副本には、記名せず、事業者を特定できる箇所(社名・事業者名・所在地・代表者氏名・ロゴマーク等)にはマスキングの処理を行うこと。
- (ウ) 任意の様式で提出することも認めるが、企画提案書はA4サイズ両面5枚(片面の場合は10枚)程度までで作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一すること。なお、表紙や目次は、制限枚数に含まないものとする。また、任意の様式を使用する場合も上記(ア)(イ)は遵守すること。
- (2) 提出期間

参加資格確認通知書を受け取った日から令和8年1月29日(木)まで 午前9時~正午及び午後1時~午後5時

- ※ 持参の場合は、事前に電話連絡をしてから、来庁すること。ただし、市の休日は 受付しない。
- (3) 提出先

本要項の7(3)に同じ。

(4) その他

ア 送付での提出も可能とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる特定記録等により、提出期間内に到着したものに限る。

- イ 提出書類は理由のいかんにかかわらず返却しない。
- ウ 複数の提案書の提出はできないものとする。]
- エ 受付後の提出書類の変更等は認めない。
- 13 プレゼンテーションについて

提出された企画提案書をもとに、業務の実施方針等についてプレゼンテーションを行うこととする。

(1) 実施予定日

令和8年2月16日(月)【午後2時~】に、応募事業者からのプレゼンテーション及び応募事業者へのヒアリングを実施する。なお、実施日時、プレゼンテーションの方法などについては、企画提案書提出事業者に対し、別途通知する。

(2) 場所

大阪市西成区役所(大阪市西成区岸里1-5-20) 4階 4-3会議室

(3) 説明時間

1事業者あたり30分程度(うち説明15分以内、質疑応答を含む。)

(4) その他

ア 参加資格確認通知書を交付した事業者が多数となった場合、プレゼンテーション

の実施方法(実施日、説明時間等)について、変更する可能性がある。この場合、 対象事業者に対して別途通知を行う。

- イプレゼンテーションは非公開とする。
- ウ プレゼンテーション時の資料は企画提案書を使用し、口頭にて説明を行うこと。 なお、資料の追加・変更等は認めない。

14 審査・選定について

(1) 審査・選定方法

発注者の参加資格審査においてその資格を認め、企画提案書を提出した事業者に対し、 書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

審査は、学識経験者等で構成する「西成区あいりん結核患者療養支援事業業務委託事業者選定会議」にて、評価基準に基づき、書面による事前審査及びプレゼンテーション審査の結果を加味して、発注者において、最も優れていると評価された事業者を選定する。

ただし、本プロポーザルの結果、契約締結にふさわしい事業者が存しないと判断する 場合は、選定しないことがある。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- カ プレゼンテーションを欠席すること

(3) プロポーザルの評価基準

評価項目	評価基準	配点
事業目的及び事 業内容の理解度	・あいりん地域内及び野宿生活者等の結核事情の現状や課題について理解し、分析しているか。(20点)	20 点
業務遂行にあたっての総合的な 視点・姿勢・独 創性・専門性	・企画提案の内容において、「住居不定者等について、 結核治療等に必要な期間、居室に滞在させ、DOTS等の 活用により治療継続支援を行うとともに、生活支援等 を通じて自立促進を図る」という趣旨と目的を理解 し、事業を委託するにふさわしい考え方や取り組み姿 勢が示されているか。(20点)	20 点

実施方法、工夫点等について	・課題に対する手法の的確性、実現性、創造性が示されているか。 (10 点) ・業務の計画性、実施手順の妥当性が示されているか。 (10 点)	20 点
実施体制および スケジュール	・実施体制ならびにスケジュールなどの管理・進行について適切な説明がなされており、2年間安定した事業運営ができるか。(10点)・スタッフへの研修体制や個人情報の保護対策が適切であるか。(10点)	20 点
費用積算根拠の 妥当性及び経済 性	・事業の内容に関して適切な人件費や経費が見込まれ、 適正な算定となっているか。 (10 点)	10 点
類似業務実績の 内容	・他都市または大阪市において地域保健福祉業務の企画・運営等の実績があるか。(10点)	10 点
合 計		100 点

(4) 委託候補事業者の決定基準

- ア 1事業者のみが応募の場合は、適格性を審査し、各委員の平均点が60点以上であれば委託候補事業者とする。
- イ 2事業者以上の応募があった場合は、各委員の平均点が60点以上でかつ一番高い事業者を委託候補事業者とする。
- ウ 各委員の平均点が60点以上でかつ一番高い事業者が複数あった場合は、「事業目的 及び事業内容の理解度」の平均点が一番高い事業者を委託候補事業者とする。それで もなお、同点の場合は、「業務遂行にあたっての総合的な視点・姿勢・独創性・専門 性」、「実施方法、工夫点等について」、「実施体制およびスケジュール」「費用積 算根拠の妥当性及び経済性」の順で、平均点が一番高い事業者を委託候補事業者とす る。

15 選定結果通知について

選定結果は、令和8年3月11日(水)(予定)に電子メールで全ての提案者に通知するとともに、選定結果の概要を大阪市西成区ホームページへの掲載により公表する。なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

16 スケジュール

(1) 公募・質問受付開始 令和7年11月19日(水)

(2) 質問受付締切 令和7年12月15日(月)午後5時

(4) 参加申請関係書類の提出期限 令和8年1月8日(木)午後5時

(5) 参加資格確認通知 令和8年1月15日(木)まで

(6) 企画提案書の提出期限 令和8年1月29日(木)午後5時

(8) 選定結果通知 令和8年3月11日(水)予定

(9) 契約締結・事業開始 令和8年4月1日(水)予定

17 その他

(1) 申請書類・提案書の作成・提出及びプレゼンテーション等にかかる費用は、事業者の負担とする。

- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第3号)」 に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報 公開の対象となる。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定以外に応募者に無断で使用しない。(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。)
- (5) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、発注者と協議をしながら仕様の策定を行うため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (6) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係 暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無 効となる。